

平成 24 年度第 20 回震災復興推進本部会議提案 審議・**報告**・その他
 提出 日：平成 25 年 1 月 15 日
 担当部・課：震災復興部 復興政策課〔内線 5513〕

①件 名
石巻市復興特区金融協議会（地域協議会）の設置について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>東日本大震災特別区域法（平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）第 13 条の規定に基づき、作成しようとする復興推進計画及びその実施に関し必要な事項を協議するために設置するもの。</p> <p>なお、地域協議会の設置については原則として必須とは規定されていないものの、一部の特例措置を活用する場合には設置が必須とされており、復興特区支援貸付事業（復興特区支援利子補給金事業）に関する復興推進計画の認定申請にあたっては、地域協議会による協議を経る必要がある。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 東日本大震災特別区域法（平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）</p> <p>【復興基本計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無】 第 6 章 実現に向けて 3 震災復興特区制度の活用</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 12 月 12 日 復興特区支援利子補給金事業の応募 ・平成 25 年 1 月 復興庁から上記応募に係る採択通知（予定）
⑤主な内容
<p>1. 構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定地方公共団体（石巻市） ② 復興推進事業を実施し、又は実施すると見込まれる者（株式会社日本政策投資銀行） ③ 当該特定地方公共団体が作成しようとする復興推進計画又は認定復興推進計画及びその実施に密接な関係を有する者（石巻商工会議所、株式会社街づくりまんぼう） ④ その他当該特定地方公共団体が必要と認める者（宮城県） <p>※()内は現時点での構成員を記載したもの</p> <p>2. 所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 復興特区支援利子補給金事業に関する復興推進計画の作成及び変更に関すること ② 新たな規制の特例措置等（金融に関する事項に限る。）に関すること ③ 復興推進計画の区域において地域の課題の解決のために事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除に関する認定復興推進計画の実施に関すること ④ 復興特区支援利子補給金事業に関する復興推進計画及び認定復興推進計画の実施に関すること <p>3. 会議</p> <p>(1) 構成員等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 構成員 石巻市、石巻商工会議所、株式会社日本政策投資銀行、株式会社街づくりまんぼう、宮城県の職員で構成。 必要があると認めるときは 1 の③及び④に掲げる者を構成員として加えることができる。

また、1の②、③に掲げるものであって構成員以外の者から自己を協議会の構成員として加えるよう申し出があった際は、正当な理由がある場合を除き、構成員として加えるものとする。

(2) 会長及び副会長

会長は、構成員のうち互選により選任し、副会長は会長が指名する。

(3) 会議

構成員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

会長は、必要に応じ、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4. 事務局

協議会の事務局を処理するため、震災復興部復興政策課に事務局を置く。

5. その他

上記の他に協議会の運営に関する必要な事項は、協議会において別に定める。

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

- ・復興特区支援利子補給金事業に関する復興推進計画の認定申請が可能となる。
- ・協議会開催に関して財政負担は生じない。

⑦他の自治体の政策との比較検討

県内においては、仙台市、塩竈市、気仙沼市が協議会を既に設置している。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

1月中旬に第1回協議会を開催する。

⑨その他

協議会に諮るべき案件が生じた都度、随時、協議会を開催していくこととする。

地域協議会の設置が必須とされている特例措置等は次のとおり。

- ①復興推進計画の認定申請をしようとする地方公共団体が新たな規制の特例等に関する提案をする場合（法第11条第1項）
- ②食料供給等施設の整備に係る農地法等の特例を活用する場合（法第23条）
- ③小水力発電に係る河川法及び電気事業法の特例を活用する場合
- ④復興特区支援利子補給金の支給を受ける場合（法第44条第1項）

※なお、平成24年3月23日に認定を受けた石巻まちなか再生特区で特例の活用が可能となっている株式会社街づくりまんぼうの「地域の課題解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除の特例」については、施行規則第23条の規定により株式会社街づくりまんぼうが地域協議会を構成する法人であることが要件とされている。

復興推進計画の作成について

復興推進計画は、個別の規制・手続の特例や税制上の特例等を受けるために、県、市町村が単独又は共同して作成する計画。民間事業者等からの提案も可能。
国の認定を受けることにより、規制の特例等が適用。

復興推進計画の作成

地域協議会

(設置は任意。ただし一部の特例等を活用する場合等は必置)

意見聴取

(県・市町村は、関係地方公共団体及び復興推進事業の実施主体への意見聴取が必要)

《復興推進計画に位置付ける事項》

- ・規制の特例措置
- ・課税の特例措置
- ・復興特区支援利子補給金の支給 等

《留意事項》

- ・計画作成主体と記載事項は、柔軟に設定可能
例①: 県が産業集積関係の税制上の特例、市町村が公営住宅の整備等、県と市町村が分野毎に役割分担して計画を作成
例②: 県が複数市町村の区域についてまとめて計画を作成
例③: 計画の一部事項から作成し、その後、計画を拡充・変更
- ・復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画の3つまとめての作成も可能
- ・作成している県・市町村の復興計画に復興特区の計画事項の記載も可能
- ・事前相談も実施

復興推進計画の申請(復興局へ)

同意手続

(復興庁において、関係行政機関の長の同意手続を行う)

《計画の概要(記載事項)》

- ①復興推進計画の区域、目標、取組内容
- ②「①」で実施する各特例を適用する復興推進事業の内容、実施主体(見込みで可)、事業ごとの特別措置の内容
- ③復興産業集積区域、復興居住区域等の区域(税制の特例適用^(※)等、必要な場合のみ)
- ④「③」で実施する復興推進事業の内容、実施主体(見込みで可)、事業ごとの特別措置の内容

復興推進計画の認定(復興庁)

- 規制の特例等を活用した事業の実施
- 税制の特例を講じる事業者の指定 等

* 計画の認定後の変更は随時可能。

(※)産業集積関係の税制上の特例を活用する場合には、復興産業集積区域の設定が必須。
優良賃貸住宅関係の税制上の特例を活用する場合には、復興居住区域の設定が必須。